

事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針 新旧対照条文

内閣府、総務省、法務省、  
 外務省、財務省、文科科学省、  
 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、  
 国土交通省、環境省、防衛省、  
 告示第一号）改正新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>本指針は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十一条の規定に基づき、事業者が、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならないこと、また、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならないこと等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるものである。</p> <p>また、本指針に係る用語については、法及び関係法令の定義に従うものとする。</p> <p>第一 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項</p>	<p>本指針は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十一条の規定に基づき、事業者が、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならないこと、また、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならないこと等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるものである。</p> <p>また、本指針に係る用語については、法及び関係法令の定義に従うものとする。</p> <p>第一 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項</p>

一 産業部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

- (1) 温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施に係る取組  
事業者は、あらゆる事業活動に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のためにはそれぞれの事業者が責任を担って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、産業部門活動（統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成二十五年総務省告示第四百五号）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類E 製造業に属する工場その他の事業場（二(1)で定める事務所を除く。）において行われる温室効果ガスの排出を伴う事業活動をいう。以下同じ。）における事業の用に供する設備の選択及び使用に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。

（略）

(2) （略）

二 （略）

三 上水道・工業用水道部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

- (1) 温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施に係る取組  
水道法（昭和三十二年法律第一百七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者及び水道用水供給事業者並びに工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者（以下「水道事業者等」という。）は、上水道・工業用水道の運営に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成

一 産業部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

- (1) 温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施に係る取組  
事業者は、あらゆる事業活動に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のためにはそれぞれの事業者が責任を担って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、産業部門活動（統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成二十一年総務省告示第七十五号）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類E 製造業に属する工場その他の事業場（二(1)で定める事務所を除く。）において行われる温室効果ガスの排出を伴う事業活動をいう。以下同じ。）における事業の用に供する設備の選択及び使用に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。

（略）

(2) （略）

二 （略）

（新設）

のためにはそれぞれの水道事業者等が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、上水道・工業用水道部門における事業活動（日本標準産業分類に掲げる小分類三六一 上水道業及び小分類三六二 工業用水道業に属する事業場において行われる事業活動であつて、温室効果ガスの排出を伴うものをいう。以下「上水道・工業用水道部門活動」という。）における事業の用に供する設備の選択及び使用に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。

温室効果ガスの排出の抑制等に関する体制を整備するとともに、職員に対し、温室効果ガスの排出の抑制等を推進することの重要性について周知徹底すること。

上水道・工業用水道部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに事業の用に供する設備の設置、運転等の状況を適切に把握すること。

上水道・工業用水道部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、例えば、文献・データベースを活用する等、情報を収集し、整理を行うこと。

上水道・工業用水道部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法について、将来的な見通し、計画性を持って適切に行うこと。

の実施状況及びその効果を把握すること。  
も踏まえ、上水道・工業用水道部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法について再検討し、効果的な取組を継続的に実施すること。

水利利用の効率化につながる関係行政機関・他の事業者との連携強化及び設備規模の縮小等を踏まえた水道施設・工業用水道施設

の再構築を推進すること。

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

水道事業者等は、上水道・工業用水道部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の上水道・工業用水道を取り巻く状況の変化に応じ、「二 業務部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項 (2) 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置」に掲げる各措置のほか、次の温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施に努めること。

温室効果ガスの排出の抑制等に資する設備の選択

水道事業者等は、上水道・工業用水道部門における事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するよう努めること。具体的には、次に示す設備ごとに、次に示す措置を講ずることが望ましい。なお、設備の更新又は改修の際には、既存設備の耐用年数に留意する必要がある。また、上水道・工業用水道部門における事業の広域化や施設の統合による設備の運転の効率化についても検討することが望ましい。さらに、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ESCO事業者等を積極的に活用することによるエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

ア 取水・導水工程における設備

ポンプ設備における台数制御システム・可動羽根制御システム・インバーター等を利用した回転速度制御システム等の導入による運転制御方式の改善、羽根車改造等によるポンプ容量の適正化、高効率ポンプ・エネルギー消費効率の高いモーターの導入その他の必要な措置

イ 沈殿・ろ過工程における設備

a | 凝集池設備

急速攪拌装置・緩速攪拌装置の効率化のための低速モーター又はインバーター制御システムの導入等による駆動方式の見直し、駆動軸の改良、翼車の材質・構造等の改良若しくは迂流式凝集池の導入その他の必要な措置

b | 沈殿設備

効率的な駆動方式の採用によるスラッジ掻寄機の運転の効率化、排泥制御装置・圧力水噴射装置・界面計・濃度計の導入による排泥設備の運転の効率化その他の必要な措置

c | ろ過池設備

自己逆流洗浄型自然平衡形ろ過池の導入その他の必要な措置

d | 膜ろ過設備

台数制御システム・可動羽根制御システム・インバーター等を利用した回転速度制御システム等の導入によるポンプ運転制御方式の改善、流入落差を利用した膜ろ過システムの導入、PAC（ポリ塩化アルミニウム）の注入等の前処理設備の導入、RO膜（逆浸透膜）ろ過の排水圧力を利用した動力回収水車の導入その他の必要な措置

e | 薬品注入設備

薬品注入の効率化のための自然流下注入方式の導入・原水の質に応じた薬品注入制御の自動化、高効率注入ポンプの導入、水質計測の効率化のための高効率サンプリングポンプ・インライン型の水質計測設備の導入、大・小容量を組み合わせた注入機の導入その他の必要な措置

ウ 高度浄水工程における設備

a 臭氧処理設備

高効率臭氧発生装置の導入、排臭氧処理設備における排熱回収、空気源ブロワ吐出熱の回収その他の必要な措置

b 紫外線処理設備

処理形態に応じた紫外線ランプの採用その他の必要な措置

エ 排水処理工程における設備

a 排泥濃縮槽設備

台数制御システム・可動羽根制御システム・インバーター等を利用した回転速度制御システム等の導入によるポンプ運転制御方式の改善、エネルギー消費効率の高いモーターの導入その他の必要な措置

b 排泥脱水設備

脱水の効率化に適した駆動方式の選定、脱水の効率化のための排熱利用による濃縮汚泥の加温、天日乾燥処理施設の導入その他の必要な措置

オ 送水・配水工程における設備

送水・配水施設における台数制御システム・可動羽根制御システム・インバーター等を利用した回転速度制御システム等の導入によるポンプ運転制御方式の改善、羽根車改造等による適正規模の設備容量のポンプの導入、高効率ポンプ・エネルギー消費効率の高いモーターの導入、ブロック配水システムの導入その他の必要な措置

カ 総合管理のための設備

a 水運用管理

位置エネルギーを利用した施設の整備、電力原単位及び管

路損失等を考慮した水運用システムの導入、需要予測システム  
の導入その他の必要な措置

b | 監視制御システム

エネルギー原単位の分析のための処理工程単位・主要設備  
単位・機器単位での電力計の設置、エネルギー管理システム  
の導入、LCD（液晶表示装置）・LED（発光ダイオード）  
表示灯等省エネ型の監視制御装置の導入、配水管網への水  
圧監視システムの導入、設備管理の一元化・設備の集中監視  
等による広域的運用システムの導入その他の必要な措置

キ | 未利用エネルギーの活用のための設備

導水・送水・配水等における管路の残存圧力等を利用した小  
水力発電設備の導入、ろ過池・沈殿池上部等未利用スペースを  
活用した太陽光発電設備の導入その他の必要な措置

ク | アからキまでに掲げる設備以外のもの

アからキまでに掲げる措置のうち適用可能な措置

温室効果ガスの排出の抑制に資する設備の使用方法

水道事業者等は、上水道・工業用水道部門における事業の用に  
供する設備について、できる限り温室効果ガスの排出の量を少な  
くする方法で使用するよう努めること。具体的には、次に示す設  
備ごとに、次に示す措置を早期に講ずることが望ましい。また、  
地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ES  
CO事業者等を活用したエネルギー消費効率の改善についても検  
討することが望ましい。

ア | 取水・導水工程における設備

a | ポンプ設備

ポンプ吸込圧力の有効利用、流量の平準化に伴う管路抵抗

の軽減による運転の効率化その他の必要な措置  
b| 除塵機

運転時間・運転間隔の調整による運転の効率化、上下流の  
水位差による運転制御その他の必要な措置

イ| 沈殿・ろ過工程における設備

a| 沈殿設備

原水の質に応じた運転時間・運転間隔の調整によるスラッ  
ジ掻寄機の運転の効率化その他の必要な措置

b| ろ過池設備

洗浄の頻度・時間等の見直し及びろ抗（ろ過抵抗）到達洗  
浄等による洗浄の効率化、洗浄速度・圧力の適正化その他の  
必要な措置

c| 膜ろ過設備

頻度・時間等の見直しによる膜洗浄の効率化その他の必要  
な措置

ウ| 高度浄水工程における設備

a| オゾン処理設備

オゾン注入量の制御によるオゾン発生装置の運転の効率化  
その他の必要な措置

b| 粒状活性炭ろ過池設備

洗浄頻度・時間等の見直しによる洗浄の効率化、洗浄速度  
・圧力の適正化その他の必要な措置

c| 紫外線処理設備

紫外線照射強度・照射時間の制御による紫外線処理の効率  
化その他の必要な措置

エ| 排水処理工程における設備



a 排泥濃縮槽設備

運転時間・運転間隔の調整による運転の効率化その他の必要な措置

b 排泥脱水設備

運転時間・運転間隔の調整による脱水の効率化、天日乾燥及び脱水機の使用による脱水の効率化、脱水機に連動した搬送設備の制御その他の必要な措置

才 送水・配水工程における設備

送水・配水施設における末端圧制御・送水系統の流量制御等によるポンプ制御の適正化、漏水防止対策の推進、送水・配水管路の分離による圧力管理の適正化、大・小容量ポンプの組合せによる幅広い需要量への対応、適正な配水池容量の確保による定量送水その他の必要な措置

力 総合管理のための設備

取水・導水・送水・配水工程等における自然流下系統の有効利用その他の必要な措置

キ アからカまでに掲げる設備以外のもの

アからカまでに掲げる措置のうち適用可能な措置

四 下水道部門における事業活動等に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

(1) 温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施に係る取組

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）は、下水の排除及び処理に伴い温室効果ガスが排出されていること及び法の目的の達成のために

（新設）

はそれぞれの下水道管理者が責任を持って地球温暖化対策に取り組む必要があることに鑑み、下水道部門における事業活動（日本標準産業分類に掲げる中分類三六三 下水道業に属する事業場において行われる下水の排除及び処理であつて、温室効果ガスの排出を伴うものをいう。以下「下水道部門活動」という。）における事業の用に供する設備の選択及び使用に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施を図るため、次のように取り組むよう努めること。

温室効果ガスの排出の抑制等に関する体制を整備するとともに、職員に対し、温室効果ガスの排出の抑制等を推進することの重要性について周知徹底すること。

下水道部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに事業の用に供する設備の設置、運転等の状況を適切に把握すること。

下水道部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、例えば、文献・データベースを活用する等、情報を収集し、整理を行うこと。

下水道部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法について、将来的な見通し、計画性を持って適切に行つこと。

の実施状況及びその効果を把握すること。

も踏まえ、下水道部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法について再検討し、効果的な取組を継続的に実施すること。

において、下水の排除及び処理が複数の設備又は機器の複合システムであることを勘案して最適な取組の組合せを検討すること。

と。

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

下水道管理者は、下水道部門活動における事業の用に供する設備の選択及び使用方法に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の下水道を取り巻く状況の変化に応じ、「二業務部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項 (2) 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置」に掲げる各措置のほか、次の温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施に努めること。

温室効果ガスの排出の抑制等に資する設備の選択

下水道管理者は、下水道部門活動における事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するよう努めること。具体的には、次に示す設備ごとに、次に示す措置を講ずることが望ましい。なお、設備の更新又は改修の際には、既存設備の耐用年数に留意する必要がある。また、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ESCO事業者等を積極的に活用することによるエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

ア 前処理・揚水工程における設備

沈砂池設備・主ポンプ設備における高効率揚砂装置の導入、主ポンプ設備における台数制御システム・高水位運転制御システム・インバーター等による回転数制御システムの導入、高効率ポンプ・エネルギー消費効率の高い電動機の導入、ポンプの台数及び設備容量の適正化その他の必要な措置

イ 水処理工程における設備

a 最初沈殿池設備

樹脂製等軽量チエーンの導入その他の必要な措置

b| 反応タンク設備

流入水量比例制御システム・MLSS（ばつ気槽混合液中の活性汚泥浮遊物）制御システム・DO（溶存酸素量）制御システム・ORP（酸化還元電位）制御システムの導入、微細気泡散気装置等の導入による酸素移動効率の向上、微細気泡散気装置及び送風機の組合せによる送風量の適正化、ターボブロワにおける台数制御システム・インレットベーンによる風量制御システム・インバーター等による回転数制御システムの導入、ルーツブロワにおける台数制御システム・インバーター等による回転数制御システムの導入、高効率反応タンク攪拌機の導入、高効率ばつ気機の導入、水中攪拌機・ばつ気機のインバーター等による回転数制御システムの導入、高効率ブロワの導入、エネルギー消費効率の高い電動機の導入、ブロワの台数及び設備容量の適正化その他の必要な措置

c| 最終沈殿池設備

汚泥輸送ポンプにおける台数制御システム・インバーター等による回転数制御システムの導入、樹脂製等軽量チエーンの導入、高効率ポンプ・エネルギー消費効率の高い電動機の導入、ポンプの台数及び設備容量の適正化その他の必要な措置

d| 高度処理設備

水中攪拌機のインバーター等による回転数制御システムの導入、高効率反応タンク攪拌機の導入、硝化液循環ポンプにおける流量制御システム・台数制御システム・回転数制御システムの導入、エアリフトポンプの導入、汚泥輸送ポンプに

おける台数制御システム・インバーター等による回転数制御システムの導入、アナモックス反応による高効率窒素除去技術の導入、高度センサー制御システムの導入その他の必要な措置

ウ| 汚泥処理工程における設備

a| 汚泥輸送設備

汚泥輸送ポンプにおける台数制御システム・インバーター等による回転数制御システムの導入、高効率ポンプ・エネルギー消費効率の高い電動機の導入、ポンプの台数及び設備容量の適正化その他の必要な措置

b| 汚泥濃縮設備

固形物回収率の向上のための機械濃縮の導入、汚泥性状を踏まえたエネルギー消費効率の高い機械濃縮機の導入による濃縮動力の低減その他の必要な措置

c| 汚泥消化設備

汚泥消化タンクの断熱強化、機械攪拌かくはん式の導入による汚泥消化タンク攪拌機の動力低減、蒸気・温水配管等の加温設備の断熱強化、加温ボイラー・温水ヒーターにおける自動制御システムの導入その他の必要な措置

d| 汚泥脱水設備

後続プロセスを踏まえた低含水率脱水設備の導入、処理工程における機種特性を勘案した機械脱水装置の導入による動力低減、固形物回収率の高い汚泥脱水設備の導入による返流水中の固形物分の低減その他の必要な措置

エ| 汚泥焼却工程における設備

汚泥焼却設備における脱水汚泥発生量に応じた汚泥焼却炉の

規模の適正化、燃焼用空気予熱・汚泥予備乾燥等のための熱回収設備の導入、汚泥廃熱を白煙防止空気加熱に活用するための設備の導入又は周辺環境を考慮した白煙防止装置の廃止、汚泥焼却炉の断熱強化、流動焼却炉の熱媒体の漏えいの防止、汚泥の発熱量及び含水率に合わせた燃焼用空気量の調整・温度管理のための自動制御システムの導入、流動ブロワ・誘引ファンにおける回転数制御システムの導入、汚泥サイロへの汚泥搬送の動力低減、低動力型流動ブロワ等導入による動力低減、電動機のインバーター等による回転数制御システムの導入、燃焼温度の高温化、一酸化二窒素の排出の量が少ない焼却炉への更新その他の必要な措置

オ| 総合管理のための設備

監視制御システムにおけるエネルギー管理システムの導入、省エネ型の監視制御設備の導入その他の必要な措置

カ| 未利用エネルギー活用のための設備（資源化設備）

a| 下水熱利用設備

下水の温度差エネルギーの利用その他の必要な措置

b| 消化ガス有効利用設備

消化ガス発電システムの導入、下水汚泥及び生ごみ等地域のバイオマスとの混合消化による消化ガスの増量、消化ガスの焼却炉補助燃料への利用、消化ガスの空調設備熱源への利用、燃料電池用燃料製造・都市ガス精製等その他の消化ガス有効利用設備の導入その他の必要な措置

c| 下水汚泥固形燃料化設備

下水汚泥固形燃料化設備の導入その他の必要な措置

d| 焼却炉廃熱有効利用設備

焼却炉廃熱を活用した蒸気タービン発電機・バイナリ発電機の導入、焼却炉廃熱の利用による消化タンク加温・温水供給、焼却炉廃熱の空調設備熱源への利用その他の必要な措置

e | 水圧の有効利用設備

水落差エネルギー活用設備の導入その他の必要な措置

キ | アからカまでに掲げる設備以外のもの

アからカまでに掲げる措置のうち適用可能な措置

温室効果ガスの排出の抑制に資する設備の使用方法

下水道管理者は、下水道部門活動における事業の用に供する設備について、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めること。具体的には、次に示す設備ごとに、次に示す措置を早期に講ずることが望ましい。また、地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用、ESCO事業者等を活用したエネルギー消費効率の改善についても検討することが望ましい。

ア | 前処理・揚水工程における設備

沈砂池設備・主ポンプ設備における計時装置（タイマー）の使用・水位差検出・主ポンプ運動等によるスクリーン設備の間欠運転、揚砂設備の間欠運転、流入水量に応じた池数制御、管渠・調整池を利用した主ポンプ揚水量の平準化その他の必要な措置

イ | 水処理工程における設備

a | 最初沈殿池設備

流入水量に応じた池数制御、計時装置（タイマー）の使用  
・汚泥界面の計測等による掻寄機の間欠運転、計時装置（タ

イマー)の使用・濃度の計測・プリセット量の設定等による汚泥引抜きポンプの間欠運転、スカム除去設備におけるスカム捕捉効率の向上による返流量・稼働時間の低減その他の必要な措置

b| 反応タンク設備

散気装置の目詰まり防止対策による圧力損失の低減及び酸素溶解効率の回復、水中攪拌機・ばつ気機の間欠運転、間欠散水等による消泡水量の適正化その他の必要な措置

c| 最終沈殿池設備

計時装置(タイマー)の使用・汚泥界面の計測等による掻寄機の間欠運転、計時装置(タイマー)の使用・濃度の計測・プリセット量の設定等による余剰汚泥ポンプの間欠運転、スカム除去設備におけるスカム捕捉効率の向上による返流量・稼働時間の低減その他の必要な措置

d| 高度処理設備

水中攪拌機の間欠運転、洗浄設備の動力低減のための砂ろ過装置・生物膜ろ過装置の洗浄時間管理その他の必要な措置  
ウ| 汚泥処理工程における設備

a| 汚泥消化設備

汚泥消化タンクに投入する汚泥濃度の適切な管理、汚泥の温度の適切な管理、利用価値のある蒸気・温水の有効利用その他の必要な措置

b| 汚泥脱水設備

汚泥脱水機に供給する汚泥濃度の適切な管理、搬送装置を含む汚泥脱水機系列の制御、洗浄水量の低減その他の必要な措置



工 汚泥焼却工程における設備

汚泥焼却設備における焼却炉の適正負荷率での運転、焼却炉に投入する汚泥性状の調整による補助燃料の低減・自燃時間の拡大、白煙防止装置の廃熱利用等による効率的運用又は停止、排ガス処理水量の低減その他の必要な措置

オ 総合管理のための設備

a 水処理運転システム

処理水質とエネルギー消費量を適正に管理した効率的な水処理施設の運転その他の必要な措置

b 汚泥処理運転システム

排出汚泥性状とエネルギー消費量を適正に管理した効率的な汚泥処理施設の運転その他の必要な措置

カ その他の主要エネルギー消費設備（その他設備）

脱臭設備における脱臭空気量の低減のための臭気発生源の拡散防止・発生臭気の漏えい防止・発生臭気と一般換気との分離、季節・時間帯等に応じたファンの間欠運転その他の必要な措置

キ アからカまでに掲げる設備以外のもの

アからカまでに掲げる措置のうち適用可能な措置

(3) 温室効果ガスの排出の抑制等の措置を通じた温室効果ガス排出量の目安

下水道管理者が、(1)及び(2)に掲げる措置を講ずることによる別表第一に掲げる式により算出した、終末処理場又は終末処理場以外の処理施設（以下「終末処理場等」という。）ごとの処理下水量当たりの温室効果ガス排出量の目安は、別表第二に掲げる施設の種類の値とする。

五 廃棄物処理部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

(1)・(2) (略)

(3) 温室効果ガスの排出の抑制等の措置を通じた二酸化炭素排出量の

目安

廃棄物処理事業者等が、(1)及び(2)に掲げる措置を講ずることによる別表第三に掲げる式により算出した、一般廃棄物焼却施設ことの一 般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安は、別表第四に掲げる施設の種類の値とする。

第二 (略)

三 廃棄物処理部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

(1)・(2) (略)

(3) 温室効果ガスの排出の抑制等の措置を通じた二酸化炭素排出量の

目安

廃棄物処理事業者等が、(1)及び(2)に掲げる措置を講ずることによる別表第一に掲げる式により算出した、一般廃棄物焼却施設ことの一 般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安は、別表第二に掲げる施設の種類の値とする。

第二 (略)